

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(<u>常任委員会の名称、委員定数及び所管</u>) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 <u>政策戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会</u>に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、<u>子ども家庭部</u>、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項 <u>地域県土警察常任委員会</u> 8人 <u>輝く鳥取創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部</u>及び警察本部に関する事項</p> <p>附 則 1～3 略</p> | <p>(<u>常任委員会の名称、委員定数及び所管</u>) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 <u>令和新時代創造本部、総務部、会計管理局、教育委員会、監査委員及び人事委員会</u>に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、<u>子育て・人財局</u>、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項 <u>地域づくり県土警察常任委員会</u> 8人 <u>交流人口拡大本部、危機管理局、地域づくり推進部、県土整備部</u>及び警察本部に関する事項</p> <p>附 則 1～3 略 4 <u>令和3年4月1日から同日において現に設置されている新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項の規定に基づき設置される鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止される日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「令和新時代創造本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（人権啓発に関する事項に限る。）並びに令和新時代創造本部」と、「福祉保健部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（他の常任委員会の所管に属する事項を除く。）並びに福祉保健部」と、「商工労働部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（経済雇用に関する事項（観光交流に</u></p> |

関する事項を除く。）に限る。）並びに商工労働部」と、「交流人口拡大本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（観光交流に関する事項に限る。）並びに交流人口拡大本部」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。